

令和8年度荒尾市広告入りごみ出しカレンダー寄贈希望者募集要項

この要項は、荒尾市広告掲載事業実施要綱（平成20年告示第128号。以下「実施要綱」という。）及び荒尾市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に基づき、荒尾市がごみの排出日案内のために市民に配布するカレンダーに広告を掲載した「ごみ・リサイクル年間カレンダー」（以下「ごみ出しカレンダー」という。）の寄贈を希望する者（以下「寄贈希望者」という。）を公募するに当たり、募集の取扱い等に関し必要な事項を定めます。

1 募集の内容

【寄贈希望者】

（1）応募資格

応募の要件は、この要項を承諾し履行できる事業者等で、市税等の滞納がなければどなたでも構いません。

広告掲載を希望する者（以下「広告主」という。）及び広告掲載内容の基準については、実施要綱及び掲載基準の規定によります。広告主は寄贈希望者を通して募集します。

【ごみ出しカレンダー】

（1）必要枚数

32,000 枚 （2種類合計）

・ A（月・木地区） 16,500 枚

・ B（火・金地区） 15,500 枚

※上記は協定期間中の使用見込み枚数です。

※A（月・木地区）・・・荒尾、万田、井手川、有明、平井、緑ヶ丘地区

B（火・金地区）・・・中央、八幡、万田中央、清里、府本、桜山地区

（2）使用開始

令和8年3月1日から

（3）仕様

① 規格 A3（両面刷り）

② 紙質 コート紙57.5kg

③ 色 4／4

④ 内容 「令和6年度荒尾市ごみ・リサイクル年間カレンダー」を参考にすること

⑤ その他 2つ折り

⑥ 広告規格

掲載面	広告枠のサイズ	枠数	色数
表裏両面	カレンダーの下部25%未満	3～6枠	任意

※ 荒尾市の掲載部分は、ごみ出しカレンダーの表面及び裏面それぞれの上部の75%以上とします。

※ 紙質・色数については「令和7年度荒尾市ごみ・リサイクル年間カレンダー」と同程度の品質であれば可とします。

（要事前協議）

※ 寄贈希望者も広告主になることができます。

※ ごみ出しカレンダー表裏両面に「このごみ出しカレンダーは、広告主の協賛により寄贈されたものです。広告に関するお問い合わせは〇〇（寄贈決定者名と電話番号）」と表示してく

ださい。

(4) 納入時期

荒尾市環境保全課からの発注に合わせて納入してください。

なお、納入予定日は、令和8年2月13日（金）です。

(5) 納入場所

荒尾市役所総務課分室

(6) 梱包

① 荒尾市の行政区（125区）ごとに、荒尾市環境保全課の指定する枚数ずつ梱包し、「行政区名」「行政区コード」「枚数」を梱包した表面に表記する。

※指定枚数については、印刷前に荒尾市環境保全課に確認すること。

② 残りは1束500枚ごとに【A（月・木地区）、B（火・金地区）】それぞれの地区に梱包してください。

③ ②の束の表紙に枚数、使用期限を表示してください。

2 募集期間・応募方法

(1) 募集期間 広報あらお及び荒尾市ホームページ等に掲載。

令和7年9月1日（月）から令和7年9月16日（火）まで。

(2) 応募方法

令和8年度荒尾市広告入りごみ出しカレンダー寄贈申込書（様式第1号）等の必要書類を郵送又は持参により下記に提出してください。

〒864-8686 荒尾市宮内出目390番地

荒尾市役所環境保全課環境業務係

（電話）0968-63-1370（ファックス）0968-63-1376

（Eメールアドレス）kanpo@city.arao.lg.jp

3 提出書類

(1) 令和8年度荒尾市広告入りごみ出しカレンダー寄贈申込書（様式第1号）

(2) 広告募集の方法やごみ出しカレンダーの納入に至るまでの計画書

(3) 法人の場合は会社の法人登記簿謄本（提出期限前過去3か月以内のもので、写しも可。）

(4) 会社概要（個人事業主は身元証明書）

(5) 市外の場合は所在地における納税証明書（提出期限前過去3か月以内のもので、写しも可。）

4 寄贈採納の決定

(1) 提出書類の内容等を審査して、寄贈受理の可否を決定し、令和8年度荒尾市広告入りごみ出しカレンダー寄贈受理通知書（様式第2号）又は令和8年度荒尾市広告入りごみ出しカレンダー寄贈不受理通知書（様式第3号）を寄贈希望者に通知します。2者以上の応募があった場合には、提出書類の内容や条件等を審査のうえ1者を決定します。

※内容や条件等が同等とみなされる時は抽選により決定します。

5 協定書の提出

寄贈決定者は、当該決定に係る通知を受けた日から7日以内に、荒尾市と協定書を締結してください。

6 ごみ出しカレンダーの作製

- (1) ごみ出しカレンダーの作製及び広告掲載内容については、実施要綱及び掲載基準に従ってください。
- (2) 広告主は、広告主・広告掲載内容審査申込書（様式第4号）を寄贈決定者を經由して提出してください。
- (3) 前号の申込書を提出した広告主に対して、広告主・広告（掲載・不掲載）決定通知書（様式第5号）を寄贈決定者を經由して通知します。
なお、広告掲載の可否に当たり、広告の内容等に修正・削除等が必要と判断した場合は、寄贈決定者を經由して広告主に修正・削除等を求めることがあります。
- (4) 寄贈決定者は、広告掲載の決定を受け、印刷しようとするときは、再度確認をするため、環境保全課環境業務係に原稿を提出してください。
- (5) 寄贈決定者は、広告内容について第三者から苦情等が生じた場合は、全て責任を負い、直ちに問題解決に向けて対応しなければならないこととします。
なお、問題解決ができない時は、ごみ出しカレンダーの使用を中止することができるものとします。

7 その他

- (1) 寄贈希望者は、この募集要項のほか実施要綱及び掲載基準を熟読の上、応募してください。
- (2) 提出された書類等は返却しません。

8 問い合わせ先

〒864-8686 荒尾市宮内出目390番地

荒尾市環境保全課環境業務係

（電話）0968-63-1370 （ファックス）0968-63-1376